

株式譲渡契約書

創健医薬発展有限公司（以下「売主」という。）及び EPS ホールディングス株式会社（以下「買主」といい、売主及び買主を個別に又は総称して「当事者」という。）は、売主による EPS 創健医薬発展株式会社（以下「対象会社」という。）の発行済株式の全部の買主に対する譲渡に関し、2024 年 10 月 2 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式譲渡契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 章 定 義

第1.1条 （定義）

本契約において用いられる用語は、文脈上明らかに別異に解すべき場合を除き、別紙 1.1 に掲げる意味を有する。

第 2 章 株式譲渡

第2.1条 （本株式譲渡）

本契約の定めに従い、2024 年 10 月 2 日又は売主及び買主が別途書面により合意する日（以下「クロージング日」という。）に、売主は、買主に対して、対象会社の発行済株式の全部（普通株式 1,000 株。以下「譲渡対象株式」という。）を売り渡し、買主はこれを買受ける（以下、本条に基づく譲渡対象株式の譲渡を「本株式譲渡」という。）。

第2.2条 （本譲渡価額）

本株式譲渡に係る対価（以下「本譲渡価額」という。）は、1 株当たり金 0.001 円とする。

第 3 章 クロージング

第3.1条 （本株式譲渡の実行）

本株式譲渡の実行（以下「クロージング」という。）は、クロージング日に、当事者が別途合意する時間及び場所において、当事者が第 3.2 条に定める行為をそれぞれ行うことにより行われる。

第3.2条 (クロージング)

1. 売主は、本契約の定めに従い、クロージング日に、買主から第2項に定める本譲渡価額の全額の支払を受けることと引き換えに、譲渡対象株式に関する売主の署名又は記名押印済みの株主名簿名義書換請求書を引き渡す。
2. 買主は、本契約の定めに従い、クロージング日に、前項に基づく株主名簿名義書換請求書の受領と引き換えに、売主に対して、本譲渡価額の全額を別紙 3.2.2 の口座に振込送金する方法により支払う。当該振込送金に要する費用は、買主の負担とする。譲渡対象株式に係る一切の権利は、本項に定める本譲渡価額全額の支払時に売主から買主に移転する。

第4章 クロージングの前提条件

第4.1条 (売主の義務の前提条件)

売主は、クロージング日において、以下の各号に定める事由が全て充足されていることを条件として、第2.1条及び第3.2条第1項に定める売主の義務を履行する。但し、売主は、その任意の裁量により、以下の各号に定める条件のいずれをも放棄することができる（但し、かかる条件の放棄をした場合であっても、第7章に基づく補償等の請求その他本契約に基づく売主の権利が妨げられるものではない。）。

- (1) 第5.1条第2項に定める買主の表明及び保証が、本契約締結日及びクロージング日（但し、別途明確に時点が定められている場合には、当該時点）において、重要な点において真実かつ正確であること。
- (2) 買主が、本契約に基づきクロージング日までに履行又は遵守すべき義務を、重要な点において履行又は遵守していること。
- (3) 第6.1条に従って本必要許認可等（第6.1条で定義する。以下同じ。）に係る届出、取得その他本株式譲渡を行うための手続の履践が適法に完了しており、これらが取り消されていないこと。
- (4) 本契約において企図されている行為等を禁止、差止又は妨げる司法・行政機関等の判断等が効力を有しておらず、これらに係る申立て、提起等が行われておらず、かつ、そのおそれがないこと。
- (5) 次に定める書面を売主が受領していること。
 - (a) 売主が要求することが合理的であると買主及び売主で合意した書面

第4.2条 (買主の義務の前提条件)

買主は、クロージング日において、以下の各号に定める事由が全て充足されていることを条件として、第2.1条及び第3.2条第2項に定める買主の義務を履行する。但し、買主は、その任意の裁量により、以下の各号に定める条件のいずれをも放棄することがで

きる（但し、かかる条件の放棄をした場合であっても、第7章に基づく補償等の請求その他本契約に基づく買主の権利が妨げられるものではない。）。

- (1) 第5.1条第1項に定める売主の表明及び保証が、本契約締結日及びクロージング日（但し、別途明確に時点が定められている場合には、当該時点）において、重要な点において真実かつ正確であること。
- (2) 売主が、本契約に基づきクロージング日までに履行又は遵守すべき義務を、重要な点において履行又は遵守していること。
- (3) 対象会社において、本株式譲渡を承認する旨の法令及び社内規則上必要となる決議をしており、当該承認決議に係る議事録の写し（代表者の原本証明付き）が買主に対し交付されていること。
- (4) 第6.1条に従って本必要許認可等に係る届出、取得その他本株式譲渡を行うための手続の履践が適法に完了しており、これらが取り消されていないこと。
- (5) 本契約において企図されている行為等を禁止、差止、又は妨げる司法・行政機関等の判断等が効力を有しておらず、これらに係る申立て、提起等が行われておらず、かつ、そのおそれがないこと。
- (6) 本貸借対照表の作成基準日以降、対象会社の財務状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、資産又は負債に重大な悪影響を与える変化が生じていないこと。

第5章 表明及び保証

第5.1条 (当事者の表明及び保証)

1. 売主は、買主に対し、本契約締結日及びクロージング日（但し、別途明確に時点が定められている場合には当該時点）において、別紙 5.1.1 記載の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。
2. 買主は、売主に対し、本契約締結日及びクロージング日（但し、別途明確に時点が定められている場合には当該時点）において、別紙 5.1.2 記載の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。
3. 買主は、売主が本契約に明示的に規定されている事項以外の事項に関しては何らの表明及び保証を行わないことに異議なく同意している。
4. 売主又は買主が現に認識している事項（重過失がなければ認識できた事項を含む。）については、相手方当事者による表明及び保証の違反を構成しない。

第6章 誓約事項

第6.1条 (クリアランス手続)

買主は、本株式譲渡を実行するために法令等に基づき買主においてクロージング日までに届出、取得その他の手続の履践が完了していることが要求される司法・行政機関等の許認可等（以下「**本必要許認可等**」という。）について、本契約締結後直ちに当該届出、申請その他の手続を開始し（但し、本契約締結前に既に開始しているものを除く。）、クロージング日の前日までの可能な限り速やかな時期に当該届出、取得その他の手続の履践を適法に完了させるよう、実務上合理的な範囲で努力するものとする。買主は、売主から要請がある場合、本項の履行状況の詳細を、実務上合理的な範囲で速やかに報告する（当該履行を証する書面の提出を含むが、これに限られない。）。売主は、自ら又は対象会社をして、かかる買主による届出、取得その他の手続について合理的な範囲で必要な協力を行い又は行わせる。

第6.2条 (対象会社の運営)

1. 売主は、クロージングまでの間、対象会社をして、適用ある法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同様かつ通常の業務の範囲内でその業務を遂行させる。但し、(i)本契約において明示的に想定されている場合、又は、(ii)買主の事前の書面による承諾を得た場合（かかる承諾は、不合理に拒絶、遅延又は留保されない。）はこの限りでない。
2. 前項に定めるほか、売主は、クロージングまでの間、買主の事前の書面による承諾なく（かかる承諾は、不合理に拒絶、遅延又は留保されない。）、対象会社につき、以下に掲げる行為（本契約において明示的に想定されているものを除く。）を行わず、また、対象会社をして、行わせない。
 - (1) 剰余金の配当又は自己株式の取得若しくは処分
 - (2) 資本金若しくは準備金の額の減少、会社法第 450 条第 1 項に定める資本金の額の増加、会社法第 451 条第 1 項に定める準備金の額の増加又は会社法第 452 条に定める剰余金の処分
 - (3) 株式又は潜在株式等の発行
 - (4) 株式の分割若しくは併合、又は株式若しくは新株予約権の無償割当て
 - (5) 役員報酬等の変更
 - (6) 通常の業務の範囲外の借入れ、社債の発行、債務保証その他これらに準じる債務負担行為
 - (7) 合併、分割、株式交換・移転、事業譲渡その他の組織再編行為

第6.3条 (クロージングに向けた協力・義務)

1. 各当事者は、クロージングまでの間、第 4 章に定める相手方当事者の義務の前提条件の充足その他本株式譲渡の適時かつ円滑な実行のために商業上合理的な範囲で相互に誠実に協力するよう努力する。

2. 各当事者は、クロージングまでに、本契約に基づく自らの義務の違反又は第 5.1 条に定める自らの表明及び保証に違反する事実を認識した場合、相手方当事者に対し、速やかに、その旨を通知する。
3. 売主は、本契約締結日以降、クロージングまでの間に、譲渡対象株式について、第三者に対する譲渡又は新たな負担等の設定をしてはならない。

第6.4条 (クロージングの買主の義務)

1. 買主は、クロージング日に、対象会社をして譲渡日現在で対象会社が買主より借り受けている別紙 6.4.1 に記載の契約に基づく借入金から 2024 年 2 月 26 日に返済済みの金 30,000,000 円、2024 年 8 月 30 日に返済済みの金 90,000,000 円、およびクロージング日の前日までに返済された金額を除いた額を各契約条件に従い返済せしめる。
2. 買主は、対象会社の新たな株主名簿の写しを売主に提供する。

第 7 章 補 償

第7.1条 (補償)

1. 売主は、(i)本契約に基づく売主の義務に違反し（天変地変その他の不可抗力による場合を除く。）又は(ii)第 5.1 条第 1 項に定める売主の表明及び保証に違反した場合、これによって買主が被った相当因果関係のある損害等を補償等する。但し、買主が当該損害等の原因となった事由に関連して保険会社その他の第三者からの支払いにより損害等の填補を現実に行うことができた場合、当該填補金額は損害等から除外される。
2. 買主は、(i)本契約に基づく買主の義務に違反し（天変地変その他の不可抗力による場合を除く。）又は(ii)第 5.1 条第 2 項に定める買主の表明及び保証に違反した場合、これによって売主が被った相当因果関係のある損害等を補償等する。但し、売主が当該損害等の原因となった事由に関連して保険会社その他の第三者からの支払いにより損害等の填補を現実に行うことができた場合、当該填補金額は損害等から除外される。
3. いずれの当事者も、第 1 項又は第 2 項に基づく相手方当事者の義務違反又は表明及び保証の違反に基づく補償等の請求の対象となる自らの損害等につき、当該損害等を軽減するための措置を採るよう、実務上合理的な範囲で努力するものとする。

第7.2条 (補償請求の期限)

第 7.1 条に基づく補償等に係る請求権は、クロージング日（クロージングを迎えることなく本契約が終了した場合には、当該終了の日）から 12 ヶ月後の応当日（但し、売主が別紙 5.1.1 の項目 2(8)記載の表明及び保証に違反した場合には 1 年後の応当日と読み替えるものとし、以下「**補償期限日**」という。）までに、補償等の原因となる事実、具体的な請求の根拠及び損害等の額を合理的な範囲で特定した、補償等を請求する旨の

書面が、第 7.1 条に基づき補償等の義務を負う者に到達した場合に限り、請求することができる。第 7.1 条に基づき補償等を請求する者が補償期限日までに当該書面を送付する方法により請求し、かつ同日までに第 7.1 条に基づき補償等の義務を負う者に対して同書面が到達しない限り、当該補償等の義務は補償期限日の翌日の到来をもって消滅する。但し、売主が別紙 5.1.1 の項目 1(8)並びに項目 2(2)記載の表明及び保証に違反した場合には、本条を適用しないものとする。

第7.3条 (補償の制限)

本契約に関連して各当事者に生じる損害等の相手方当事者に対する補償等の請求は、本章に従ってのみ可能であり、本章に基づく補償請求を除き、債務不履行、契約不適合責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、相手方当事者に対して損害等の補償等を請求することはできない。但し、本契約に定める義務の違反に関する救済手段として本契約に定める作為義務又は不作为義務の強制履行の請求を行うことを妨げるものではなく、また相手方当事者の故意又は重過失が認められる場合を除く。

第 8 章 本契約の終了及び解除

第8.1条 (終了及び解除)

1. 売主は、以下の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、クロージング前に限り、買主に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
 - (1) 買主に本契約上の義務の重大な違反があり、売主が買主に対して書面により催告したにもかかわらず、当該催告日から 10 営業日が経過する日（但し、当該日がクロージング日以後の日となる場合には、クロージング日の前日。以下同じ。）までに当該違反が是正されなかった場合
 - (2) 第 5.1 条第 2 項に基づく買主の表明又は保証の重大な違反があった場合
 - (3) 買主につき倒産手続の開始の申立てがなされた場合
 - (4) 売主の責めに帰すべからざる事由により、クロージング日の翌日から起算して 5 営業日まで（但し、当事者間の書面による合意により、当該期限を変更することができる。）に、クロージングがなされなかった場合
2. 買主は、以下の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、クロージング前に限り、売主に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
 - (1) 売主に本契約上の義務の重大な違反があり、買主が売主に対して書面により催告したにもかかわらず、当該催告日から 10 営業日が経過する日までに当該違反が是正されなかった場合
 - (2) 第 5.1 条第 1 項に基づく売主の表明又は保証のいずれかに重大な違反があった場合

- (3) 売主につき倒産手続の開始の申立てがなされた場合
- (4) 買主の責めに帰すべからざる事由により、クロージング日の翌日から起算して 5 営業日までに（但し、当事者間の書面による合意により、当該期限を変更することができる。）、クロージングがなされなかった場合
3. 本契約の終了は、当該終了の時点において既に本契約に基づき発生していた権利義務、又は当該終了前の事由に基づき終了後に発生する本契約に基づく権利義務に影響を与えない。
4. 第 7.1 条に基づく補償等の請求は、本条に基づく本契約の解除により妨げられない。
5. 本契約の終了にかかわらず、第 7 章、第 3 項、前項及び本項並びに第 9 章の定めは、本契約の終了後も有効に存続する。

第8.2条 (解除の制限)

本契約の解除は、本章に従って、かつ、本契約の全体についてのみ可能であり、当事者は、本章に基づく場合を除き、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、本契約を解除することができず、また、本契約の一部解除をすることはできない。

第 9 章 一般条項

第9.1条 (秘密保持義務)

1. いずれの当事者も、クロージング後又は本契約終了後 1 年が経過する日までの間、(i)本契約の検討、交渉又は履行に関連して相手方当事者から開示を受けた情報（本契約の締結前に開示を受けた情報を含む。）、(ii)本契約の存在及び内容、並びに(iii)本契約の交渉の経緯に関する事実（以下「秘密情報」と総称する。）を、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして第三者（但し、(i)自らの役職員、(ii)法律又は契約に基づく秘密保持義務を負う自らのアドバイザー等、(iii)両当事者の親会社及びその関係会社、貸付人等の資金調達先、並びに(iv)上記(iii)の役職員又は法律若しくは契約に基づく秘密保持義務を負うアドバイザー等を除く。）に対して開示してはならず、また、本契約の履行又は遂行以外の目的で使用してはならない。
2. 秘密情報は、以下に掲げる情報を含まない。
 - (1) 受領した時点において既に公知の情報又は受領後に秘密情報の提供を受けた者（以下「受領者」という。）の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
 - (2) 受領した時点で受領者が既に適法に保有していた情報
 - (3) 受領者が別途正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

- (4) 受領者が秘密情報によらずに独自に取得又は開発した情報
3. 第1項の定めにかかわらず、法令等又は司法・行政機関等により開示が義務付けられる場合、当事者は、当該開示を義務付けられた最小限の範囲において、秘密情報を開示することができる。但し、この場合、法令等により認められる限りにおいて、当該当事者は相手方当事者に対し、速やかに書面により通知し、開示の方法、時期及び内容について可能な限り事前に誠実に協議する。

第9.2条 (公表)

1. 各当事者は、本契約に関するプレスリリースその他の公表に関し、事前に相手方当事者とその内容、時期及び方法について誠実に協議の上合意したところに従って公表を行う。
2. 前項にかかわらず、各当事者は、法令等又は金融商品取引所の規則により開示が義務付けられる場合、当該義務付けられる範囲内で、本契約締結の事実及び本契約の内容を公表できる。但し、本項に基づいて公表を行う当事者は、その時期、内容及び方法について相手方当事者と事前に誠実に協議しなければならない。

第9.3条 (通知)

本契約に別段の定めがある場合又は当事者間で別途合意する場合を除き、本契約に基づき当事者間で行われる全ての通知、請求、同意、承諾その他一切の連絡は、権限を有する者により適正に署名又は押印された書面により行うものとし、郵便又は電子メールのいずれかの方法により、以下に掲げる相手方当事者の通知先（相手方当事者が本条に従った通知により別途新たな通知先を指定した場合には、かかる通知先）に対して行うことを要する。通知は、相手方当事者がこれを受領したときに到達したものとする。

(1) 売主に対する通知

住所： Room 3301, West Tower, Shun Tak Centre, Sheung Wan, Hong Kong
宛先： Chiu Chun Tak
電話： +852 90671059
電子メール： jesschan@epshk.hk

(2) 買主に対する通知

住所： 東京都新宿区筑土八幡町2番1号
宛先： 佐々 明
電話： 03-5684-7873
電子メール： sasa.akira457@eps.co.jp

第9.4条 (費用負担)

各当事者は、本契約に別途明示的に定める場合を除き、本契約の締結及び履行に関連して自らに生じた費用を、各自負担する。なお、本条は、第7章に基づく当該費用に関する補償等の請求を妨げるものではない。

第9.5条 (契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止)

各当事者は、相手方当事者の事前の書面による承諾なく、第三者に対し、本契約上の地位又はこれに基づく権利義務の全部若しくは一部につき譲渡等をしてはならない。

第9.6条 (修正及び変更)

本契約は、当事者の書面による合意によってのみ修正又は変更される。

第9.7条 (分離可能性)

本契約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本契約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈される。

第9.8条 (完全合意)

本契約は、その主題事項に関する当事者の完全な合意を構成し、書面によるか口頭によるかを問わず、当該事項に関して当事者間で本契約よりも前に交わされた全ての契約、合意その他の取決めは、本契約締結日をもってその効力を失う。

第9.9条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、かつ、これに従い解釈される。
2. 本契約に関して当事者間で生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9.10条 (誠実協議)

本契約に規定のない事項、又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じた事項については、各当事者が誠実に協議の上、解決する。

(以下本頁余白)

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、各自記名押印又は署名の上、各 1 通を保有する。

2024 年 10 月 2 日

売主：

(住所) Room 3301, West Tower, Shun Tak Centre, Sheung Wan, Hong Kong
(社名) EPS MEDICAL CONSULTANCY SERVICES LIMITED
(名義人) Kosuke Kuronuma

For and on behalf of
EPS Medical Consultancy Services Limited
創健醫藥發展有限公司

栗沼宏輔
Authorized Signature(s)

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、各自記名押印又は署名の上、各 1 通を保有する。

2024 年 10 月 2 日

買主：

(住所) 東京都新宿区津久戸町 1 番 8 号
(社名) EPS ホールディングス株式会社
(名義人) 代表取締役 巖 浩



定 義

1. 「相手方当事者」とは、売主にとっては買主を、買主にとっては売主を、それぞれいう。
2. 「アドバイザー等」とは、弁護士、公認会計士その他の専門的アドバイザーをいう。
3. 「営業日」とは、日本国において銀行が営業を行う日（土曜日及び日曜日を除く。）をいう。
4. 「会社等」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。その後の改正を含む。）第 1 条第 3 項第 5 号において定義される意味を有する。
5. 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。）をいう。
6. 「関係会社」とは、会社計算規則（平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 25 号に定める「関係会社」をいう。
7. 「許認可等」とは、司法・行政機関等の許可、認可、免許、承認、司法・行政機関等への届出、報告、登録その他これらに類する法令等上の手続を総称していう。
8. 「クロージング」とは、第 3.1 条に定める意味を有する。
9. 「クロージング日」とは、第 2.1 条に定める意味を有する。
10. 「契約等」とは、契約、取決めその他の合意（書面によるか口頭によるかを問わない。）を総称していう。
11. 「子会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。その後の改正を含む。）第 8 条第 3 項において定義される意味を有する。
12. 「司法・行政機関等」とは、国、地方公共団体、裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関・行政機関及び金融商品取引所その他の自主規制機関を総称していう。
13. 「司法・行政機関等の判断等」とは、司法・行政機関等の判決、決定、命令、裁判上の和解、許可、認可、免許、承認、勧告、指導、指示その他の判断を総称していう。
14. 「受領者」とは、第 9.1 条第 2 項第 1 号に定める意味を有する。
15. 「譲渡対象株式」とは、第 2.1 条に定める意味を有する。
16. 「譲渡等」とは、譲渡、移転、承継、担保設定その他の処分をいう。
17. 「潜在株式等」とは、ある会社等につき、新株予約権、新株予約権付社債、オプションその他、当該会社等の株式又は持分に転換又はその取得が可能となる一切の証券又は権利を総称していう。
18. 「訴訟等」とは、訴訟、仲裁、調停、仮差押、差押、保全処分、保全差押、滞納処分、強制執行、仮処分、その他の裁判上、行政上の手続又は金融商品取引所による処分手続（日本以外の法域においてこれらに相当する手続を含む。）を総称していう。
19. 「損害等」とは、損害、損失、費用（合理的な弁護士費用を含む。）を総称していう。

20. 「倒産手続」とは、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算その他これらに類する法的倒産手続（外国の法令等に基づく手続を含む。）及び私的整理手続を総称していう。
21. 「反社会的勢力」とは、(i)暴力団、(ii)暴力団員、(iii)暴力団準構成員、(iv)暴力団関係企業、(v)企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者、(vi)社会運動若しくは政治活動を仮装し、若しくは標榜して、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者、(vii)前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、若しくは暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団若しくは個人、(viii)前各号に属する者でなくなった時から 5 年を経過しない者、又は、(ix)その他前各号に準ずる者に該当する集団又は個人を総称していう。
22. 「秘密情報」とは、第 9.1 条第 1 項に定める意味を有する。
23. 「負担等」とは、留置権、先取特権、質権、抵当権、譲渡担保権その他の担保権若しくは負担、又は使用、収益若しくは譲渡等に対するあらゆる禁止若しくは制約を総称していう。
24. 「法令等」とは、法律、政令、省令、規則、判決、決定、命令、通達、告示、条例その他の司法・行政機関等により定められた規則、規制若しくはガイドライン、又は、国家間若しくは多国間の条約若しくは協定を総称していう。
25. 「補償等」とは、賠償、補償又は補填をいう。
26. 「補償期限日」とは、第 7.2 条に定める意味を有する。
27. 「本株式譲渡」とは、第 2.1 条に定める意味を有する。
28. 「本重要契約」とは、別紙 5.1.1 第 2 項(6)に定める意味を有する。
29. 「本譲渡価額」とは、第 2.2 条第 1 項に定める意味を有する。
30. 「追加譲渡価額」とは、第 2.2 条第 2 項に定める意味を有する。
31. 「本貸借対照表」とは、別紙 5.1.1 第 2 項(4)に定める意味を有する。
32. 「本必要許認可等」とは、第 6.1 条に定める意味を有する。

売主の振込先

Bank Name	China Construction Bank (Asia) Corporation Limited
Bank Code	009
Account Number	846210117720
Account Name	EPS MEDICAL CONSULTANCY SERVICES LIMITED
SWIFT Code	CCBQHKAXXX

売主の表明及び保証

1. 売主に関する事項

(1) (設立及び存続)

売主は、その設立準拠法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有している。

(2) (本契約の締結及び履行)

売主は、本契約を適法かつ有効に締結し履行するために必要な権限及び権能を有し、売主による本契約の締結及び履行は、売主の目的の範囲内の行為であり、売主はこれらについて法令等、売主の定款その他の内部規則において必要とされる全ての手続を完了している。

(3) (法令等との抵触の不存在)

売主による本契約の締結及び履行は、(i)売主を拘束する法令等に違反することはなく、(ii)売主の定款その他の内部規則に違反することなく、かつ(iii)売主を当事者とする第三者との契約に違反するものではない。

(4) (強制執行可能性)

本契約は、売主により適法かつ有効に締結されており、かつ買主により適法かつ有効に締結された場合には、倒産手続に関する法令等に従い制約を受ける場合を除き、売主に対して適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、本契約の各条項に従い、売主に対して執行可能なものである。

(5) (許認可等の取得)

売主は、本契約の締結及び履行のために必要とされる許認可等を全て関連する法令等の規定に従い適法かつ有効に取得又は履践している。

(6) (倒産事由の不存在)

売主に対する倒産手続の開始の申立ては行われておらず、かかる申立ての原因も存在しない。

(7) (反社会的勢力との関係の不存在)

売主及びその役職員は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力に資金提供若しくはそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与しておらず、

反社会的勢力と交流をもっていない。

(8) (譲渡対象株式に対する権利)

売主は、譲渡対象株式を適法かつ有効に所有しており、譲渡対象株式につき、実質的かつ株主名簿上の株主である。

(9) (売掛金の貸し倒れ保証)

売主は、クロージング日に於ける対象会社の売掛金に貸し倒れが発生した場合、売掛金の貸し倒れの額に相当する金額（貸倒引当金を見積済みの金額を除く）を買主に支払うことを保証する。

2. 対象会社に関する事項

(1) (設立及び存続)

対象会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能をそれぞれ有している。

(2) (発行済株式総数等)

- (a) 対象会社の発行可能株式総数は普通株式 10,000 株、発行済株式総数は普通株式 1,000 株であり、その全てが適法かつ有効に発行され、全額払込済みである。
- (b) (a)記載の株式を除き、対象会社の株式及び潜在株式等は存在せず、対象会社は、これらを発行又は付与する義務を負っていない。

(3) (計算書類)

2024 年 3 月末日時点の対象会社の貸借対照表（以下「**本貸借対照表**」という。）及び損益計算書は、日本国において一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成され、作成基準日時点に関する対象会社の資産及び負債の状況並びに該当期間に関する対象会社の損益の状況を重要な点において適正に示している。

(4) (本貸借対照表の作成基準日後の業務運営)

対象会社は、(i)本貸借対照表の作成基準日後、その事業を従前遂行してきたところに従って継続して行っており、対象会社の財務状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、資産又は負債に重大な悪影響を与える事由又は事象は生じておらず、(ii)本貸借対照表に記載されている債務及び本貸借対照表の作成基準日以降の通常の業務過程において発生した通常額の債務を除き、何らの簿外債務又は偶発債務も負担していない。

(5) (重要契約)

対象会社が締結している契約等のうち対象会社の事業全体の運営にとって必要かつ重要な契約等（以下「**本重要契約**」という。）は、全て適法に締結され有効に存続しており、本重要契約に基づく対象会社又は（売主の知り得る限り）相手方の義務に関する違反は存せず、売主の知り得る限り、そのおそれも存在しない。

(6) (資産)

対象会社は、その事業を行うために必要かつ重要な資産（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密その他これらに類する知的財産権を含む。）を全て所有し又はこれを適法に使用する権利を有している。

(7) (回収懸念債権の不存在)

対象会社は、2024 年 6 月末日時点に於いて債権（貸倒引当金を見積済みの金額を除く）の回収に懸念がないことを保証する。

(8) (租税)

対象会社は、過去 2 年間、所管の税務当局に対して適時必要な税務申告書を提出しており、納付期限の到来した対象会社が支払うべき法人税、住民税、事業税その他の租税について未払いはない。

(9) (法令遵守)

対象会社は、適用のある法令等を重要な点において遵守しており、その事業を行うために必要かつ重要な許認可等を全て取得し、かつ、売主の知り得る限り、当該許認可等の取消又は制限その他の行政機関による対象会社を名宛人とした行政処分が行われるおそれは存在しない。

(10) (倒産事由の不存在)

対象会社に対する倒産手続の開始の申立ては行われておらず、かかる申立ての具体的な原因も存在しない。

(11) (訴訟手続)

対象会社を当事者とする訴訟等は係属しておらず、売主の知り得る限り、そのおそれも存在しない。

(12) (反社会的勢力との関係の不存在)

対象会社の役員は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力に資金提供若しくはそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与してお

らず、反社会的勢力と交流をもっていない。

(13) (情報開示の適切性)

売主が対象会社をして、買主に対し、本株式譲渡の検討のために開示し又は開示させた情報はいずれも、重要な点において真実かつ正確であり、重要な点において虚偽を含まない。

買主の表明及び保証

(1) (設立及び存続)

買主は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有している。

(2) (本契約の締結及び履行)

買主は、本契約を適法かつ有効に締結し履行するために必要な権限及び権能を有し、買主による本契約の締結及び履行は、買主の目的の範囲内の行為であり、買主はこれらについて法令等、買主の定款その他の内部規則において必要とされる全ての手続を完了している。

(3) (法令等との抵触の不存在)

買主による本契約の締結及び履行は、(i)買主を拘束する法令等に違反することはなく、(ii)買主の定款その他の内部規則に違反することはなく、かつ(iii)買主を当事者とする第三者との契約に違反するものではない。

(4) (強制執行可能性)

本契約は、買主により適法かつ有効に締結されており、かつ売主により適法かつ有効に締結された場合には、倒産手続に関する法令等に従い制約を受ける場合を除き、買主に対して適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、本契約の各条項に従い、買主に対して執行可能なものである。

(5) (許認可等の取得)

買主は、本契約の締結及び履行のために必要とされる許認可等（本必要許認可等を除く。）を全て関連する法令等の規定に従い適法かつ有効に取得又は履践している。

(6) (倒産事由の不存在)

買主に対する倒産手続の開始の申立ては行われておらず、かかる申立ての原因も存在しない。

(7) (反社会的勢力との関係の不存在)

買主及びその役職員は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力に資金提供若しくはそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与しておらず、

反社会的勢力と交流をもっていない。

(8) (資金)

買主は、本契約に基づく義務（譲渡対価の支払義務を含む。）を履行し、本株式譲渡を完了するに足るだけの十分な資金を有している。

別紙 6.4.1

借入金に関する契約一覧

NO.	契約書名	締結日	当事者	備考
1	金銭消費貸借契約書	2022/9/20	甲)EPS Innovative Medicine (Hong Kong) Limited 乙)EPS 創健医薬発展株式会社	・ 甲 から 乙 へ 金 200,000,000 円を貸し付け
2	覚書	2023/5/31	甲)EPS Innovative Medicine (Hong Kong) Limited 乙)EPS 創健医薬発展株式会社 丙)創健医薬発展有限公司	・ No.1 で発生した甲の乙 に対する債権を丙に譲渡
3	覚書	2023/9/28	甲)創健医薬発展有限公司 乙)EPS 創健医薬発展株式会社	・ NO.1 および NO.2 の貸 付期間および金利の変更
4	金銭消費貸借契約書	2024/4/23	甲)創健医薬発展有限公司 乙)EPS 創健医薬発展株式会社	・ 甲から乙へ金 80,000,000 円を貸し付け
5	覚書	2024/9/24	甲)創健医薬発展有限公司 乙)EPS 創健医薬発展株式会社	・ NO.3 の貸付期間の変更